

障害者権利条約の締約国法制に与える影響に関する 院内集会

障害者権利条約に基づく日本の第1回建設的対話(2020年予定)を控え、本年9月には、日本への事前質問事項が採択されました。日本政府からの質問事項への回答を経て、建設的対話に向け、条約の国内実施の気運を高める必要があります。

そこで、障害者権利委員会が公表した日本に対する事前質問事項の内容を報告するとともに、ドイツ出身の女性弁護士で、自身もサリドマイドで両腕欠損という障がいを持つ、国連障害者権利委員会前委員長テレジア・デゲナー氏を迎え、障害者権利条約を締結国が履行することの必要性や意義について、皆さまとともに考えたいと思います。ぜひご参加ください！

日時 2019年12月4日(水)
午後4時30分～午後6時30分
(午後4時開場予定)

場所 衆議院第二議員会館多目的会議室(定員140名)

【最寄駅】地下鉄丸の内線・千代田線『国会議事堂前』駅／地下鉄有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅



参加費無料 手話通訳・パソコン文字通訳を行います。

◆プログラム(予定)◆

(1) 日弁連からの報告

①「個人通報制度の導入と国内人権機関の設置を求める決議」を踏まえて

②日本に対する障害者権利委員会の事前質問事項の内容

(2) 講演「障害者権利条約が締約国法制に与える影響」

テレジア・デゲナー氏(国連障害者権利委員会前委員長)



テレジア・デゲナー氏

=====参加申込書(切り取らずにこのままFAXにて御返信ください)=====

<<事前申込が必要です>>

本院内集会につきましては、会場が国会議員会館内となるため、**必ず事前申込を行ってください。**また、定員(140名)になり次第、受付を締め切ります。お早めにお申込ください。

当日配布資料について、テキストデータの事前送付を希望される方は、下記お問合せ先までお問い合わせください。

送付先：03-3580-2896 (日弁連事務局人権部人権第一課 行)

氏名： _____ 御所属： _____

連絡先：(電話) _____ (FAX) _____

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本院内集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。

※当連合会では、本院内集会の内容を記録し、また、成果普及に利用するため、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は、当連合会の会員向けの書籍のほか、当連合会のホームページ、パンフレット、一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また、報道機関による取材が行われる場合、撮影された映像・画像はテレビ、新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は、当日、担当者にお申し出ください。

お問合せ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-5068